



## (2) 定着促進支援に係る取組

### ① 高収益作物定着促進支援に係る取組

#### ア 交付要件

交付申請者が、販売を目的とした高収益作物の導入・定着を図る取組に対して、作付面積に応じて交付を行うものとします。

なお、自然災害その他のやむを得ない要因によって高収益作物定着促進支援に係る取組が行えないことを地方農政局長等が認める場合には、当該年度を除く5年間を支援期間とすることができることとします。

#### イ 高収益作物定着促進支援の対象作物の申告

高収益作物定着促進支援及びⅣの第2の1の(6)の③のウは基幹作のみが対象となるため、当年産において一つのほ場で複数回の作物の作付けを行い、それぞれの作物の耕作者が異なる場合は、関係者間で調整の上、営農計画書を提出するようにしてください。

(注1) 令和4年産又は令和5年産に限り100,000円/10a(加工・業務用の野菜及び果樹にあっては150,000円/10a)が交付された農地においては、交付が行われてから5年間は、販売を目的とした高収益作物の作付けが必要です。その際の作付状況の確認についてはⅣの第2の1の(5)の規定を、作付けの有無の判断についてはⅣの第2の1の(9)の規定を、出荷・販売の実績報告についてはⅣの第2の1の(4)の②の規定を準用します。

### ② 畑作物定着促進支援に係る取組

#### ア 交付要件

交付申請者が、販売を目的とした一般作物又は高収益作物の導入・定着を図る取組に対して、作付面積に応じて交付を行うものとします。

交付対象となる作物については、以下の要件を満たして生産され、当該年度に収穫を行うものであり、出荷・販売を行うことが必要です。

なお、自然災害その他のやむを得ない要因によって畑作物定着促進支援に係る取組が行えないことを地方農政局長等が認める場合には、当該年度を除く5年間を支援期間とすることができることとします。

#### (7) 麦

農協等と需要者との間で締結された販売契約に基づく農協等との出荷契約又は需要者との販売契約を締結していること。

- (イ) 大豆  
農協等との出荷契約又は需要者との販売契約を締結していること。
- (ウ) 飼料作物（青刈り稲、わら専用稲等の水稻を除く。）  
需要者との品質等の条件を含めた利用供給協定を締結していること。自らの畜産経営に供する目的で生産する場合は、自家利用計画を策定していること。
- (エ) そば・なたね  
農協等との出荷契約又は需要者との販売契約を締結していること。
- (オ) その他の作物  
農協等との出荷契約又は需要者との販売契約を締結していること。

(注) 麦、大豆のうち、自家加工については、「畑作物の直接支払交付金に係る自家加工販売（直売所等での販売）計画書兼出荷・販売等実績報告書」（様式第9-4号）を作成してください。直売所での販売については、直売所と取引契約を締結するか又は直売所の名称、所在地、連絡先、対象作物の年間販売予定数量などを記載した計画書を作成してください。

#### イ 畑作物定着促進支援の対象作物の申告

畑作物定着促進支援は基幹作のみが対象となるため、当年産において一つのは場で複数回の作物の作付けを行い、それぞれの作物の耕作者が異なる場合は、関係者間で調整の上、営農計画書を提出するようにしてください。

(注2) 令和4年産又は令和5年産に限り100,000円/10a（加工・業務用の野菜及び果樹にあつては150,000円/10a）が交付された農地においては、交付が行われてから5年間は、販売を目的とした高収益作物又は一般作物の作付けが必要です。その際の作付状況の確認についてはIVの第2の1の（5）の規定を、作付けの有無の判断についてはIVの第2の1の（9）の規定を、出荷・販売の実績報告についてはIVの第2の1の（4）の②の規定を準用します。

## 2 交付金額の算定手順

- (1) IVの第2の3の（3）の①の交付申請者は、1の（1）に掲げる取組を行う場合には、交付申請書及び営農計画書の地域農業再生協議会への提出に際し、下表に掲げる書類を添付するものとします。

取組名	添付書類
畑地化支援に係る取組	<p>・地域農業再生協議会において発行された、1の(1)の要件を満たすことを証する書類</p> <p>※交付申請予定者は、5月31日までに、交付対象となる農地がおおむね団地化された畑地を形成し得ることが分かる資料(空中写真又は農地地図等)及びその他参考となる資料を添えて地域農業再生協議会に事前に確認申請を行ってください(参考様式4-1「畑地化支援に係る取組の要件確認申請書」を参照してください。)</p> <p>地域農業再生協議会は、提出された資料を踏まえて当該農地が1の(1)の要件を満たすことを確認したときは、そのことを証する書類を交付申請日までに交付申請予定者に対して発行してください(参考様式4-2「畑地化支援に係る取組の要件確認通知書」を参照してください。)</p>

(2) IVの第2の3の(3)の①の交付申請者は、1の(2)に掲げる取組のうち加工・業務用野菜又は果樹の導入を行う場合には、水田活用直接支払交付金の対象作物に係る出荷・販売等実績報告書兼誓約書の地方農政局等又は地域農業再生協議会への提出に際し、下表に掲げる書類を添付するものとします。

取組名	添付書類
高収益作物定着促進支援に係る取組	<p>・加工・業務用の野菜及び果樹にあつては、出荷・販売契約書の写し(中間事業者が販売に介在する場合には、当該中間事業者も含めた出荷・販売契約書の写し)及び販売伝票の写し</p>

### 3 交付額の調整に係る対応

(1) 畑地化支援に係る取組を実施したことで、交付対象水田に該当しなくなった農地において、当該取組が行われてから5年以内に、販売を目的とした高収益作物又は一般作物(175,000円/10aの支援を受けた場合にあつては、高収益作物に限ります。)の作付け又は出荷・販売の実績がないことが確認される場合には、必要に応じ、過年度分の畑地化支援の交付額の返還又は次年度における産地交付金の配分額の調整等の所要の措置を講ずるものとします。

(2) 高収益作物定着促進支援及び畑作物定着促進支援に係る取組に関し、以下の場合には、高収益作物定着促進支援又は畑作物定着促進支援の交付が行われた初年度から当年度までの交付額について、次年度において産地交付金の配分額の調整等の所要の措置を講ずるものとします。ただし、自然災害その他のやむを得ない要因によるものと地方農政局長等が認める場合は除きます。

- ① 畑地化の取組を行わなかった場合
- ② 高収益作物定着促進支援において、令和4年産又は令和5年産に限り100,000円/10a（加工・業務用の野菜及び果樹にあっては150,000円/10a）が交付された農地であって、当該交付が行われてから5年以内に、販売を目的とした高収益作物の作付け又は出荷・販売の実績がないことが確認される場合
- ③ 畑作物定着促進支援において、令和4年産又は令和5年産に限り100,000円/10aが交付された農地であって、当該交付が行われてから5年以内に、販売を目的とした高収益作物又は一般作物の作付け又は出荷・販売の実績がないことが確認される場合
- ④ 1の(2)の(注2)に基づき、産地交付金の高収益作物に係る助成を交付されている農地において、高収益作物定着促進支援の支援期間中に、交付申請者ごとにみて産地推進計画に位置付けられた高収益作物の作付面積が減少した場合